平成２１年（フ）第７０号
静岡県賀茂郡南伊豆町上賀茂783番地
債務者　笹本　正樹
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２２年（フ）第２８号
兵庫県洲本市五色町都志万歳520番地２
債務者　川崎惠美子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２０３号
高知市南はりまや町２丁目11番２号　エトワール南はりまや401号
債務者　宮尾　好人
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２０６号
高知市比島町３丁目18番21号　西山マンション201
債務者　野口　美江
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１０号
高知県香南市野市町西野1515番地１
債務者　仙頭　良子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１５号
高知市十津５丁目12番30号
債務者　森本　純一
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第２１６号
高知市十津５丁目12番30号
債務者　森本　法子
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
高知地方裁判所破産係

平成２２年（フ）第１２６号
大分市敷戸新町５番３―403号
債務者　廣瀬　信夫
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１４９号
大分県別府市大字北石垣825番地の６、申立時の住所大分県別府市大字北石垣825番地の８
債務者　福田　昌美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１５６号
大分市大字寒田352番地の１　フレグランス英Ｃ101
債務者　安部　欽司
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１５７号
大分市大字寒田352番地の１　フレグランス英Ｃ101
債務者　安部真由美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１６５号
大分県別府市光町８番７号
債務者　浦島　輝幸
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１７６号
大分県別府市大字内竈1375番地の１　サンコーポプレジールＢ101号
債務者　山岸　太樹
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１８２号
大分市三佐５丁目３番８号　ウインダム三佐102
債務者　松島　智基
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１８３号
大分市三佐５丁目３番８号　ウインダム三佐102
債務者　松島　由美
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１８６号
大分市大字上宗方717番地の１　日生ロイヤルマンション上宗方103
債務者　橋本あゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第１９０号
大分県臼杵市大字乙見849番地
債務者　廣田　弘男（旧姓武本）
1　決定年月日時　平成22年４月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係